



下水道事業債（特別措置分）の創設について

質 問

下水道事業において平成18年度の地方財政措置が見直され、下水道事業債（特別措置分）が創設されていますが、その内容はどのようなものですか。

回 答

1. 地方財政措置の見直しの背景

下水道事業における財政措置については「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り出すべきものとし、地方財政計画で資本費全体の7割を雨水分と想定した財政措置が講じられてきました。しかし、雨水分の比率は一貫して減少傾向にあり、近年の決算状況における雨水分の資本費比率は約3割となっており、想定値の7割との乖離について過大な公費措置ではないかとの議論があるところです。

国・地方公共団体ともに極めて厳しい財政状況の中、地方財政計画と実際の使われ方の乖離が批判されるなど、地方財政措置の合理性についての関心が強まっており、下水道繰出金についても実態を踏まえた上でその公費負担の必要性を明確化し、合理的な財政措置とすることが下水道事業の安定的な運営に不可欠なことから、今回見直しをすることになったものです。

2. 地方財政措置の改正の概要

改正内容としては、建設改良費（元利償還金）に対する財政措置について現行では雨水公費を資本費全体の7割としていたものを、今後は、合流式と分流式の整備手法の区分に応じて、雨水分に対する一般会計繰出金を実態等に見合った措置に見直すとともに、分流式については公共用水域の水質保全など、公的な役割が大きい反面で資本費が高いことから、新たに汚水公費分として分流式資本費に対して地方

財政措置を講じることとされました。

具体的には、次の割合となります。

①雨水分（変更）

合流式下水道 元利償還金の6割

分流式下水道 元利償還金の1割

②汚水公費分（新規）

公共下水道処理区域内人口密度（※）に応じて

元利償還金の2割～6割

※人口密度が25未満6割、25以上50未満5割、50以上75未満4割、75以上100未満3割、100以上2割。

※ 処理区域内人口密度（人/ha）＝

処理区域内人口（人）／処理区域内面積（ha）

注1 公共下水道以外の事業（流域、特環、農集等）については全て分流式と同様の扱い（汚水公費分については人口密度25未満と同様とみなす）。

注2 公害防止事業債の取扱いは現行どおり。

注3 平成18年度より新設・更新の区分を廃止。

参考：資料1

従って、分流式整備による公共下水道における雨水分と汚水公費分を合計した公費負担割合は、処理区域内人口密度が100以上の場合では3割（雨水分1割・汚水公費分2割）、25未満の場合は結果として従前どおりの7割（雨水分1割・汚水公費分6割）となり、処理区域内人口密度に応じて公費割合が異なることとなります。

3. 下水道事業債（特別措置分）の創設

このように地方財政措置の見直しに伴い公費負担の対象が減少する事業もでてくることとなります。一方、これまで実施してきた事業は7割措置を前提として事業計画をたてているため、今後の事業経営に支障が生じる恐れがあります。このため既発債の元利償還金に対する従来の公費負担措置を補償することとし、平成17年度までに発行した下水道事業債（既応分）の元利償還金について、従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割

